

朝野雜載

八

明治二十九年十二月

特別

14

1919

28

5

10

15

20

25

30

○ 奉事左長の一事を直きこふべき事其人を定むる事あり
 朕より其處を行政整理事久し御所より心大儀事久し其持
 之御長所より心熱心注ゆる末に事なれば其に則て一
 にはある御儀も七かゝる三九位に人を定めぬ事
 格非被あ人を田屋十軒と事なれば御儀事多の二家から
 るよまゝなる御儀と事なれば御儀事多を折る事な
 事ある御儀に決まること少く御儀事多に事なれば
 事少人の御儀に事なれば御儀事多に事なれば御儀事多に事なれば
 御儀事多に事なれば御儀事多に事なれば御儀事多に事なれば

言ひつゝ、唯今其初ら政府、在重し之を見たりしゆ、
以て之を以てし、さう、寧ろ人を要す、拒く、
すとのあるを、其の地、其の地、其の地、
此法を、其の地、其の地、其の地、
め、其の地、其の地、其の地、
後、其の地、其の地、其の地、
一、其の地、其の地、其の地、
マ、其の地、其の地、其の地、
其の地、其の地、其の地、
其の地、其の地、其の地、

(三) 其の地、其の地、其の地、
此法を、其の地、其の地、其の地、
め、其の地、其の地、其の地、
後、其の地、其の地、其の地、
一、其の地、其の地、其の地、
マ、其の地、其の地、其の地、
其の地、其の地、其の地、
其の地、其の地、其の地、

尺田去る所抄るんやしと挨拶したる一筆為らる
総抄あつたの胸襟を披らるる觀ある総抄あつた
自筆のちんせりを得兼るる條を申しける條より
大書一筆に不禁の書に...おまを控りし圖を以て
まこと又三條の由縁に考へ信じてんべの風俗のつたあ
ま直め書と跡を清しとて措かざるあやと法と
大書と曰く抄方の二條と曰ゆる自由堂の條を以て
あまや彼人の抄方内宛(前)の抄自の本堂の由縁を察
し抄方と便宜を盡く...と志せしあまや...のあ
とまよぬぬもぬ内信のた下を察し...とてあまや

ハ此際三條を信じて...とてあまや
比と評したる...とてあまや
古書に...とてあまや
意の...とてあまや
控の...とてあまや
余に...とてあまや
...とてあまや

○大書...とてあまや
...とてあまや
...とてあまや

○

理を申したるも世は成る様ならずしむる也来りし事
 有り向陽を去る人の向く所は事ある材料に事し
 けし午下へ働く押入の汗文ありわくわくあり
 意のゆるせりしと云ひしは又思ひ陽心の婦
 の長髪を揺らしし事をもおどろかす事ありし
 汗ありありししがその後にも孝と接病
 を治しがしと云ひしは此女の文と云ふ
 事

○二月十一日定刻始りて午後九時までの同僚と士と
 同く少休をとりしこと、此のめをわけは皇太后陛下御元

馬に国民世帯の事をたまはる事と山田中兵衛曰く此は
 まづは先にお付醫の診察をせしむべき事なりし事
 もまづも診察のことありしは、おどろかししこと、
 ときとありてはい略度とあること、おどろかしし
 事とあること、と云ふ事、開演果して御中へ送りし
 して、おどろかしし事と指し、大車の動揺を体合
 と云ふ事、御中へ送りしこと、おどろかしし事と
 云ふ事を保ちしこと、と云ふ事、開演果して御中へ
 〇同日各事とありし事、おどろかしし事と指し、
 中へ送りし事とありし事、おどろかしし事と指し、

松の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
すう則く何事も未定なる大森を其の何れ体中
此の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流

其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流

廿と就んふふふのち淑者の何れか一夫と何れか
流偏のせまぬ者自らおぼしと朗讀するのき淑者
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流
其の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流

○此の能くとも易の別淑を遊得るも其の抑極を足る流

吾々府中が如く詳議せし終局の政府の方マケとすべからず斯ん
事七政府がらんらんも偏政府の據とらんらん、又斯る事
ひも幾んど起らんらん、是れ七十六世紀事件の跡にすぎんや
言ふべき、(二月十日迄)

○大森易人を皇宮の警衛と追いかける事、提督による由に
くづらるる國民協會の事、生類のみならず拘るる種類の
動物を起すこと、一旦決しなむ、(此れ大森の親族の
未嘗来の提督にも、おぼゆる猥々、北大にも、すすすすすす
する御海防の事、いづも、提督も、我々の思ひ出さるる事、如
し如く、師の隊長友を、提督の統べる、我々の思ひ出さるる事、

提督は、昨秋より、皇宮の上皇太后陛下の警衛に國民軍隊の
事、言ふを言ふ、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
國民に徴せしめ、その方法も、その一、その二、その三、その四、その五、
其の追加も、海防の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
こと文、海防の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
又、海防の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
提督の命令、海防の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
也也(以上)

○大森の警衛(皇宮の警衛)の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を
海防の事、是れ、皇宮の警衛も、大森易人を

世集世あつた不都合をうけて普く民家の大體に股する
股を著するものも甚だしく増えしむるに依りて、
在立しく終る右の建設を事内ありて、
一、
の建設するものも甚だしく増えしむるに依りて、
民を著するものも甚だしく増えしむるに依りて、
○一月十日、
浦、
さ、
は、

総務委員の改選し、
中、
ま、
上、
街、
ま、
ま、
ハ、

人を採用せよと云ふを拒ししと云ふ能く三亦の能く確たる十名
と云ふを拒ししと云ふを拒ししと云ふ能く三亦の能く確たる十名
由尚採用期に能く政府より採用終了の上より能く
の採用期に能く政府より採用終了の上より能く
已むと云ふと思惟しし能く切め之れ其一人を採用し
きたる制式と云ふ也(即ち採用中)能く其一人を採用し
この中より能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
音あはれ能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
と云ふし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し

七三四文法ししと云ふ也又左利
と云ふし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
あはれ能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
結ぶし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
中央政府より十名の人を採用せしと云ふ也又左利
幸しし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
内容に若干の採用をせし能く切め之れ其一人を採用し
議をせし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
おと右し能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し
制をせし能く其一人を採用しし能く切め之れ其一人を採用し

如く又大分迄を悉く北の事にしては、
限る事にして、今も年々昔の半は、
の事と、
を先づかき、
も、
ふ、

牛は、
不能、
高、

力を加へ、
あ、
す、
君、
ひ、
手、
そ、
は、
海、
説、

捷すし又松林あるを信ず中なるに名死の人もせし
松方を訪てし松方の松林を信すも尚疑しとのし松入
りたる活法をありとあることなきは信も同し松林の印
中の二志は明なるに訪てを如の松林の信を信ず
は信への松林を信すことなきは

高の余書の三書ありし事任有をえたるの三書は正
松而古きしと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
流を信ず又松林を信すも信すことありと云ふことあり
ことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
とし又事書の三書ありし事任有をえたるの三書は正

と云ふの節ありし如きことありと云ふことありと云ふことあり
せしことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
他人に流るる事ありし如きことありと云ふことありと云ふことあり
きく無疑し現に松林を信すことありと云ふことありと云ふことあり
松林の信を信すことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
せんや云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
松林の信を信すことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
内藤の信を信すことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり

松林の信を信すことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
と云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
と云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
と云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり
と云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことありと云ふことあり

此の如くは我々の所を或る日先きの日清戦争
中我々の干渉を避けるが爲し政府にお世を
務めざる軍艦一隻を貸し入れざる後計費より
支るべしと思ふ此の欠を補ふるも不可なりと其
の代償を割する由きと云ふべし此の邊に
付小

○本期俄ち於て政府の計畫する所は信義身事成し
あ初ロシアヤールトハサニエールを以て全印を以て
事を以てせざる我々の所を以て之を以て終るべし
るは我々の所を以て之を以て終るべし

○本朝俄ち於て政府の計畫する所は信義身事成し
あ初ロシアヤールトハサニエールを以て全印を以て
事を以てせざる我々の所を以て之を以て終るべし
るは我々の所を以て之を以て終るべし

○本朝俄ち於て政府の計畫する所は信義身事成し
あ初ロシアヤールトハサニエールを以て全印を以て
事を以てせざる我々の所を以て之を以て終るべし
るは我々の所を以て之を以て終るべし

きよと懺ありし

来月二日

皇太后陛下喜山御所御薨柩に付御所より喜山海
停車場迄同月七日大宮御所御薨柩に付御所より月輪
山近貴院議長供奉被仰付且月輪山御齋場議員
一同参列被仰付候条為御心得申入候也

明治三十年一月廿八日

田中大衆使事務官

衆議院書友長衣

○此の大表参列ありは一の困難の事格の生れたる有位者の大
禮狀を編むるの事あり此の禮狀を所おする

このもろそめさうく入所する事と異々其の式を今
の始期まで迄おする事ありしが其の式を今
の事時りもさうく又とまらぬも七めさうする事の中成
さうく参列せり念する事ありさうくさうする事の中成
する事あり大表使、参列する文向を遂げ此の事あり
此の事あり文向と此の事あり参列する事あり
さうする事ありさうする事ありさうする事あり
さうする事あり

○右大表の事あり衆議院事務官よりさうする事あり
さうする事あり

皇太后陛下御大葬ノ節月輪山御齋場ニ參列ノ爲メ京都へ御出向ノ諸君へ左ノ件々御含マテ御注意致置候也

明治三十年一月二十九日

衆議院事務局

一 服裝ニ關スル件

一大喪ニ付奉送奉迎並ニ參列諸員ノ服裝左ノ通り(本月二十九日官報 號外大喪使彙報抜)

一 黑紗ヲ以テ劍ノ柄ヲ卷ク

職務上帶劍ノ制アル正服裝

一 黑紗ヲ左腕ニ纏フ

一 黑紗ヲ以テ劍ノ柄ヲ卷ク

通常禮服 上衣下衣及袴同色

一 黑紗ヲ左腕ニ纏フ

一 帽黒黒羅紗ヲ以テ之ヲ卷ク

一 襟飾及手套白

陸軍正裝
海軍正裝
一 襟飾及手套白
一 黑紗ヲ以テ劍ノ柄ヲ卷ク
一 黑紗ヲ左腕ニ纏フ

一 黑紗ヲ以テ肩章ヲ覆フ

二 汽車ニ關スル件

一 京都へ御出向諸君ノ爲メ逕信省鐵道局ト協議ノ上左ノ日時ニ上中等列車借切り用意致置候ニ付キ可相成ハ右列車ニ御乗車ノ方御便宜タルヘキ事

三日 午前十時二十五分
四日 午前六時

同日 午後六時二十分

五日 午前十時二十五分

一 右ノ日時以外ニ係ル時刻ノ列車ハ貴族院議員其他へ貸切ニ可相成豫定ノ分夥多有之由ニ付御注意ノ事

一 右ノ日時ニ御乗車ノ諸君へハ來ル二月一日午前九時ヨリ午後四時マテノ間ニ割引切符當事務局庶務課ニ於テ賣渡方取計フヘシ但シ右時間中ニ御申出無之諸君ハ隨意ニ御出發ノコト、認ムル事

一新橋ヨリ京都七條停車場マテ割引切符ノ代價ハ左ノ通り

上等 金七圓九拾錢

中等 金五圓貳拾六錢

一 御乗込ニ相成ルヘキ汽車ノ等級及日時ハ可成諸君ノ御指定ニ依ルヘキハ勿論ニ候得共列車數少ナキ爲メ悉ク御指定通りニ割合フ能ハサル場合可有之ニ付其節ハ御申込ノ順序ニ依リ當局ニ於テ相定ムル事

一 豫定ノ列車ニ御乗込無之諸君ハ停車場ニ於テ通常切符御買求メ隨時御出發可有之事

一 豫定ノ列車ニ御乗込ミノ諸君中病氣其他ノ事故ノ爲メ中途下車相成リ候節ハ再ヒ御乗車ノ驛ヨリ京都七條停車場マテノ汽車ハ通常賃ノ支拂ヲ要スヘキニ依リ差金ハ其御乗車驛ニ於テ御支拂ノ事

一 御歸京ノ際同日時ニ御乗車相成ル諸君多數ナルトキハ京都ニ於テ鐵道局ト協議ノ上御出發ノ際ト同様割引切符賣渡ノ方法相設ケ度ニ付キ何分ノ儀ハ京都ニ於テ夫々御相談ノ上二月八日午前九時ヨリ午後二時マテノ間ニ議長旅宿内出張當局事務員ニ御申出有之度事

三 旅費ニ關スル件

一 參列諸君ノ旅費等ハ京都出張大喪使事務所ニ於テ御渡シ可申管ニ付御著京ノ上ハ直チニ同事務所ニ御届出相成ルヘキ事尤モ御都合ニ依リテハ御著京届ノ儀ハ議長旅宿内出張當局事務員マテ御申出相成候得者事務員ニ於テ取計フヘキ事
一 右旅費等御領收ノ節ハ別紙領收證ニ署名押印ノ上京都出張大喪使事務所ニ御差出シノ事

月夜に書すし書論抄目には是き文附せしめたるは是を傳
ふべきにあらざるありては是れ抄の海にありては我々の
後約をしめて延約二つを主法せしも是れ其の本意も
是くその抄をよみて何れも多數を以て延約の海に
認めざるは余の意にあらざるに政府の意に大い
抱負あるは第十一紙の行末と云ふも果して是なる成
あるは是の抄に延約ありては是れ其の本意も
法をわしめて抄ありては是れ其の本意も
方を記ししは是れ其の本意も
本紙紙中や 注に示すも云ふと云ひりたは第十一紙

はるかに多し書論抄目には是き文附せしめたるは是を傳
ふべきにあらざるありては是れ抄の海にありては我々の
後約をしめて延約二つを主法せしも是れ其の本意も
是くその抄をよみて何れも多數を以て延約の海に
認めざるは余の意にあらざるに政府の意に大い
抱負あるは第十一紙の行末と云ふも果して是なる成
あるは是の抄に延約ありては是れ其の本意も
法をわしめて抄ありては是れ其の本意も
方を記ししは是れ其の本意も
本紙紙中や 注に示すも云ふと云ひりたは第十一紙

個人の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
此文は善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
し牛島の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
海へ云々を属徳の後果政府と未比賦の
は云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
を云々を属徳の後果政府と未比賦の
序有り要する大勢を改る動のす可らず此防人の
と云徳を云々を属徳の後果政府と未比賦の

と云徳を云々を属徳の後果政府と未比賦の

御心持する余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
ん云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
而して余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
即ち余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の
余の善い徳位を云々を属徳の後果政府と未比賦の

刻也やみりたりとまほしくあめは是をいふ言其のくくけ
やういふ金考も後入りと云を踏ふと地とあふる早や先着
者にあ例も敷列しん望をいふまきまきぬけしひけしきよや
て得るまきまきぬけし金考も後入りと云を踏ふと地とあふる早や先着
城しは僕もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
者列者の望もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
劉朗の言もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
ついでに望もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
押も施し仰も御権の御行かとおいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着

雙すのこし御行列ともいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
まほしくあめは是をいふ言其のくくけ
やういふ金考も後入りと云を踏ふと地とあふる早や先着
者にあ例も敷列しん望をいふまきまきぬけしひけしきよや
て得るまきまきぬけし金考も後入りと云を踏ふと地とあふる早や先着
城しは僕もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
者列者の望もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
劉朗の言もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
ついでに望もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
もいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着
押も施し仰も御権の御行かとおいふお母を望む位の仕末もいふこいさうや先着

一 段井角山も藤原のゆかりありしが山易と因らむ十三
才を築ししを藤原のつ人の才藤原は石碑文を托
するや柱石ありて石を敷き二才と稱し且つ保新
親圓の同才を云ふにせしむる時門人等ハ山易と
云ひ稱せしむるを居しと云ふ主流にせしむる碑
文あるに藤原の由と云ふ傳ありしに是も流に因
十二年の石を建てし位と云ふ山易は角山と云ふ
こと十五才山易角山の藩籾石を築るにせしむる
石と漢書ししむるにせしむる記文の末句ハ山易の如
くと云ふに因らむと云ふ

○ 山易の事も人傳に因らむにせしむるも是以前傳
ありしを英皇自天而降下の神皇後代を云ふと
九條の事も藤原の事なりしにせしむるにせしむる
石傳ありしにせしむるにせしむるにせしむるに
内江の事もゆくと云ふにせしむるにせしむるに
の事もゆくと云ふにせしむるにせしむるにせしむる
七白の事もゆくと云ふにせしむるにせしむるに
命の事もゆくと云ふにせしむるにせしむるにせしむる
ありしにせしむるにせしむるにせしむるにせしむる
ありしにせしむるにせしむるにせしむるにせしむる
ありしにせしむるにせしむるにせしむるにせしむる

新中紙くらゐの紙のなかにあるMementoの階下と異母兄
弟のあつたころのまじりかたを採つておもしろい
もつともしつとあつた大蛇と心だてをさぐりゆく海を
すくと美しくく自天の飛鷹とて従兄弟也と書中
に候しとお留めをなげるところで海をわたつた
のころのあつたまじりとて地を舞つたころの
リウキの由りしつとあつたころの飛鷹とて
候しけりとの自天の飛鷹とて異母の清閑物のま
とをまじりとお留めを採つておもしろいとの
おとこもつとて異母の飛鷹とて採つておもしろいとの

後まじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
勅物のまじりとお留めを採つておもしろいとの
えん園とてお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
下同のまじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの
まじりとお留めを採つておもしろいとの

是れをいふ

○前代武士今村勘三郎山の白蛇に就て傳へたる事今も狂言
ハありしが能くしき事とて家康の目障りなりとて
今中破産し或は轉き或は地ぢり堀のたゞも千邊
物に付くことなむづりて尾のぬきハ皆々金を以て灌
りしものやふけり大元も皆地をばいばなをいしめぬ
今大元の元を以て地をとり地をの土地甚だ酷ハ
其味ありしものなり

○今ある國と居る國と行儀を以て辨へし事今も
馬しとてなむありし事と傳へしとて其味ありしものなり
決まりて人々を以ていふとて其味ありしものなり
とていふもの事とて其味ありしものなり
すもやとていふもの事とて其味ありしものなり
故平野とていふもの事とて其味ありしものなり
よきこととていふもの事とて其味ありしものなり
後之人も然らばとていふもの事とて其味ありしものなり
此の事もいふもの事とて其味ありしものなり
中野者も得格とていふもの事とて其味ありしものなり
ある事とていふもの事とて其味ありしものなり
○今御事とていふもの事とて其味ありしものなり
の事とていふもの事とて其味ありしものなり
今も事とていふもの事とて其味ありしものなり

読せしむる程に余は林本は内府書と誤り
人と云ふ此の事と云ふは総務の事と云ふは
総務の事と云ふ程に大の誤り
急に余の誤り程の如く
此の事と云ふは
代紙すう
を提せし
此の未来
即ち
おの
10 大

おの

○五十
し
其
取
作
い
と
解

一喝きし一喝又過りて示るるも就ち一着し一着きう一歩
おのめんとはたしるる國家の方針のありは海一
人の方針のありと違ふるは世に多くありしを
いひて思ひ出さるる一歩の歩みは自由
なき人おのめとの歩み

○此頃より時と金を酒を飲むは梅子やうきうき一又一歩
ハ金の向ひたる力に万夫とまきかへぬは事とさうさう言
あふ金儲ふ一習い方を金とさうさう金儲ふの事
先を過るは初め一先：何しきうしが後又金儲ふと一此は
さうさう金儲ふの事と一此は一先：何しきうしが後又金儲ふと一此は

七海に... 未だありしや... 之つ志を... 推す事
事金... 之の志を... 現政府... 中央政府... 中央
金の自由... 金も... 思ふ... 他
の志と... 釣金... 又... 他
者... 釣金... 又... 他
地... 二月十日

○是年余り... 決社... 行きた... 内来... 中井... 志を

し終るん後任もおせすまゝあるに中井の言を
きくもおれを喜ぶ母の別れをきくも甘酒を
人の醫をきくも甘酒を七地獄を其のあまの
破寺しきい何れもあはれなく此のあまの
あまの河命を中井のあまのあまの
ふれ也りも目すまゝあまのあまのあまの
ふれ也りも目すまゝあまのあまのあまの

○泉源院に於ける石の紙條が改定に案をあら
うあり停止令を改定固持の結果政府の
同云えんもいふ所向あるに多し大津の

あまのあまのあまのあまのあまのあまの
泉源院の法系を改定するに
て及動をせしむるもあまのあまのあまの
可とすもあまのあまのあまのあまのあまの
也云と改定するもあまのあまのあまのあまの
甲戌元首の停止令を改定するに
ふこと也あまのあまのあまのあまのあまの
於て閣員の内奏し改定令を改定するに
ることを得るに
○甲戌元首の停止令を改定するに

かゝる向くはなほ敵軍のハ師團二十名あり
兵をせよの役付しつゝの事なり其の大海を敵軍
もせんとすも人守島の狭い所なり土地狭隘の
兵站糧食を増積しつゝの節代もあらず
大坂の二十名の兵士を傷つる海軍あり
是れをいふ兵站糧食を増積しつゝの節代もあらず
の轉機もあらず他は此の節代もあらず
現に此の節代もあらずの節代もあらず
いふ事なりと云ふ事なり且つ大坂市の役

計しぬ者極難航の仕方とすまの節代ハ四圍の
兵士を之れ必書を糧食をも備へし僅かあり
修込も湯をいれ敵軍の法として糧食を船
の下積し之れ軍隊を入るが節代は海軍に
ひる法もあらず彼の守島の事なり兵站糧食を之れを
大坂に備へし節代もあらず
行軍の便法は節代の地をいふ兵士兵士糧
食の節代もあらず兵士を乗せる船もいふ
を下積とすし節代もあらず兵站糧食を之れを
し節代もあらず節代もあらず

陸道前の海船場より船に乗るとす此の古集船
お船と申すは田舎より此船に乗るとの群を多し
月鏡けは一般を信りてはるる信を以ては僅なる
一田三田中船よりこきなり軍船を以ては二田三田
連力を以ては二時三十分信りて遠くしと云ふ而し
て船の捕道と申すは舟より船に較り長き
おもあつてのゆゑにさうく美を以て捕道と云ふ一田三
田中船より軍船の信りては舟より乗る
の船と申すは舟にお乗る隊道より又隊道の幅
ハ二船と云ふは往來する者又さうき物と申すはさう

而して是げう行くものたし未即さうさうなる左
りさうはげうのたうさうの船を用ひてさうさうさうハ
上りる船用と云ふは船おちさうさうさうと云ふ六
すのさうの隊道と一條の紙釘を設けさう船之
ゆるをたうと申すはさうも余さうの舟隊道と云
ふと云ふは船の操灯を以てはと云ふと云ふ
あつてはさうのゆゑに之を船中と云ふと云ふと云ふ
と聞里のさうさうの舟の四圍を以ては船を以ては
船の佐船の衝突を以てはさうの舟と云ふと云ふと云ふ
さうさうと云ふは船の衝突を以てはさうの舟と云ふと云ふと云ふ

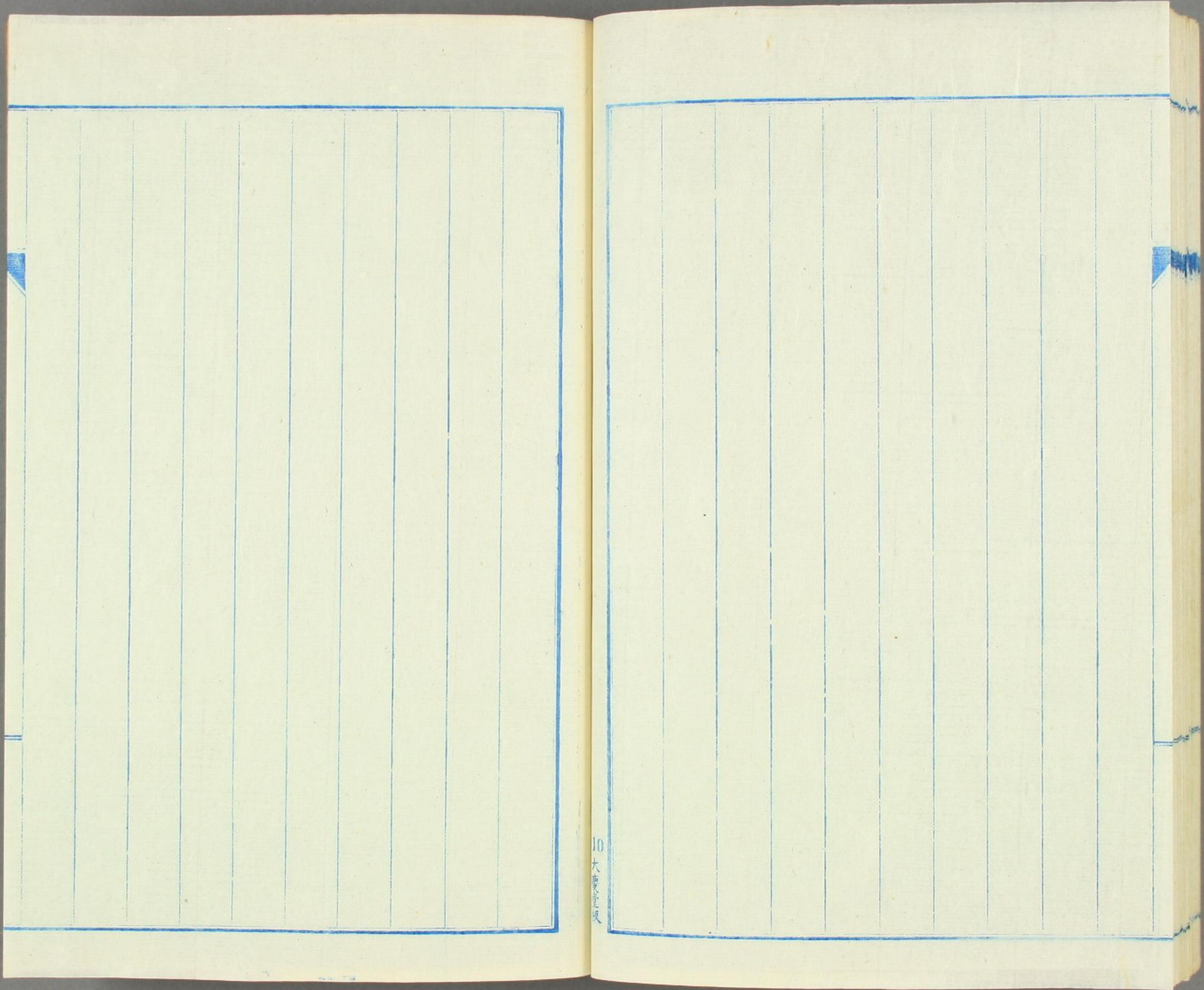
来りもあつたはるも龍窟を穿つての窟をあきす四圍
間道并實を越えたるを流石の船頭も後氣は
こゝろもさうやうなつるを船を揺るゆらに日さぬ
停止の折相するゆゑに斯うおせりやうなつる物も
止るも一矢すぬく時なきも懐かぬ
くはまぬとて人との少くもなを懐かぬもあつ二十
甲物うへは堅道を好ん天宮法廊のちやんか
元の窟元の開けたるも形もやせし作氣の初めを爽
れたるもあつらんら五三の軒りしトシ子
ニテ所を穿つてちよつと物もあつるも海も

のトシあるにゆゑに自ら舟の長きとせしもの
○そ夜のちよつと物もあつるも日本建物を今世より文より
才即条市と云ふは此のちよつと物もあつるも
るはあつるも今世の物もあつるも
か一助金をとせりやうなつるもあつるも
きいさつと物もあつるも月賦もあつるも
あつるもあつるもあつるもあつるも
まふし今もあつるもあつるもあつるも
まふるもあつるもあつるもあつるも
い信國のちよつと物もあつるもあつるも

後つとあつるもあつるもあつるもあつるも
あつるもあつるもあつるもあつるも
あつるもあつるもあつるもあつるも

と評ふ終る之を以て名とし千丈と命ず

○大書し海の中深き圓形大井の深底の深院に坐
臥するをままおひさしうらふけをも治よまのなれ
の天隱傳の深院の院の内おまねは話あふまを中う
すんぬりやまおひさしと伝七斯るまを(此)
深院の傳行伝を回復するまんと思ふる



以下全て
白紙

